

平成28年度宮城県毒物劇物取扱者試験
における一部の設問の採点に関する取り扱いについて

平成28年8月24日

平成28年8月3日に実施しました平成28年度宮城県毒物劇物取扱者試験において出題した、毒物及び劇物に関する法規の問7について、解釈の仕方によっては正答が複数存在しうることが判明しました。

つきましては、設問の内容が不適切と判断し、採点の際に、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、当該問題については、3種の受験種目（一般、農薬用品目及び特定品目）において共通して出題しているものです。

今後、試験問題の作成にあたっては、これまで以上に慎重に内容の確認を行い、適切な試験業務の実施に努めてまいります。

記

1 不適切と判断した問題

【毒物及び劇物に関する法規】

問7 次のア～エのうち、毒物及び劇物取締法第十条第一項に基づき毒物劇物販売業者が三十日以内に届け出なければならない事項として正しい組み合わせはどれか。

- ア 毒物又は劇物を貯蔵する設備の重要な部分を変更したとき
- イ 店舗における営業を廃止したとき
- ウ 店舗の住所を変更したとき
- エ 毒物劇物販売業者が法人の場合であっては、その代表者を変更したとき

1 (ア, イ) **2** (ア, ウ) **3** (ア, エ) **4** (イ, ウ) **5** (ウ, エ)

2 採点における取扱い

問7については、「**1** (ア, イ)」を正解としていましたが、その他の解答も正答扱いとして受験者全員に加点するものとします。